

羽生市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和元年6月25日(金)午後1時30分から午後3時
2. 開催場所 羽生市役所 3階 302会議室
3. 農業委員 10名

議席番号	氏名	備考	議席番号	氏名	備考
1番	増田 一幸		7番	中島 牡雄	(会長)
2番	大越 君雄	(会長代理)	8番	五月 女秀作	
3番	飯塚 真砂美		9番	大貫 勇一	
5番	川島 幸雄		10番	濱野 一郎	
6番	高澤 憲司		11番	金子 重弥	

4. 議事日程

- 第1 議事録署名委員の指名
- 第2 会議書記の指名
- 第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

5. 農地利用最適化推進委員 13名

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 栗原 繁
事務局次長 根岸 紀夫
主任 高見 直輝 (書記)

7. 会議の概要

議 長	ただ今から、6月定例農業委員会を開会いたします。
(議案第1号)	出席委員は、10名で定足数に達しており総会は成立しております。
	それでは日程に従いまして、羽生市農業委員会会議規則第12条第2項に規定する議事録署名委員を議長より指名選任いたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。
	(異議なし)
	それでは指名いたします。
	2番 大越君雄委員、3番 飯塚真砂美委員のご両人をお願いします。
	ただちに議案審議に入ります。
	議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局からの説明後、担当委員の調査結果報告をお願いします。
	ます。
事務局	事務局より説明いたします。
	議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明いたします。受付番号249号では、申請農地は、譲受人の住宅から近く、また、現在耕作している農地に近接していることで、とても利便性が良いとのことでした。今後は、一緒に耕作していくことから今回、所有権の売買を行うものです。また、各号とも申請の事由は、農業経営の拡張で問題ないと思われまます。その外、機械、労働力、技術、通作距離、耕作状況等についても問題がないと思われまます。以上により、農地法第3条第2項の各号に該当していないことから、許可要件の全てを満たしていると考えまます。
	以上で事務局からの説明を終了させていただきます。
5番	受付番号249号について調査報告いたします。
	まず、議案書を朗読いたします。(議案書朗読)
	過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ
	、添付書類等の申請内容に間違いがないことをご報告いたします。
	申請地は、(詳細に説明)です。
	なお、譲受人の誓約書が添付されていますので朗読いたします。
	この度、私が農地法第3条の規定による許可申請をいたします農地は、農業経営を拡張するためのものであり、決して他の用途に転用

	<p>したり転売転貸はいたしません。また、不耕作等、隣地等に迷惑をかけないことを誓約いたします。なお、今回の申請にあたりこれを履行しない場合は、許可を取り消されても何等異存はありません。以上でありますので、ご審議のほど宜しく申し上げます。</p>	
議長	<p>以上で、事務局及び担当委員からの説明、報告が終わりました。</p>	
(議案第2号)	<p>ただいまの説明及び報告に対し、ご質疑、ご発言を願います。</p> <p>(発言なし)</p>	
	<p>特に発言もないようですので、裁決に移ります。</p>	
	<p>ただいま議題となっている議案第1号農地法第3条の規定による許可申請については、許可相当の意見を付して、県知事へ送付することに賛成の委員は「起立」願います。</p> <p>(起立全員)</p>	
	<p>起立全員でありますので、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請については、許可相当の意見を付して、県知事へ送付することに決定いたします。</p>	
	<p>引き続き、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局からの説明後、担当委員の調査結果報告をお願いします。</p>	
	事務局	<p>議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について、受付番号250号から258号の農地法に基づく農地転用許可の検討事項について、ご説明いたします。はじめに、受付番号250号、251号及び255号の農地の区分については、生産力の高い概ね10ヘクタール以上の集団農地の区域内にある農地で「第1種農地」と判断しました。252号から254号及び256号から258号の農地の区分については、住宅等が連担している区域に近接する農地で、その規模が概ね10ヘクタール未満である「第2種農地」と判断しました。なお、「第1種、第2種農地」は原則不許可となりますが、受付番号250号では、自己用住宅を設けるものです。譲受人は、夫婦で、現在、鴻巣市のアパートで子供一人と3人で暮らしています。子供も成長し、今の住まいでは手狭になっていることから、自分たちの住宅の建築を考えていました。申請農地は、国道122号線や大型ショッピングモールが近くにあるなど、住環境がとてもよいことから今回、自己用住宅敷として申請するものです。受付番号251号では、農地改良を行うものです。申請農地は、地権者であり今後の耕作者である譲渡人の住宅に隣接した場所となっています。自宅の隣であり、今後、耕作するための利便性を確保するため、自宅と同じ高さに盛土をするものです。農地改良後は、小麦を作付けするものとなっています。受</p>

<p>付番号252から254号及び256号から258号では太陽光発電施設を設けるものです。252号では、譲受人は、さいたま市に事務所を置き、平成30年から主に太陽光発電事業を行っている法人です。申請農地は、区画が小さく集積が困難場所にあり、周辺は、すでに、太陽光発電施設が建ち並んでおり、また、太陽光を遮る高い建物がないことで、採算性も十分に見込めることから、今回、太陽光発電施設敷として申請するものです。253号及び254号では、譲受人が同一のため一括して説明いたします。譲受人は、千葉県富里市に事務所を置き、平成29年から主に太陽光発電事業を行っている法人です。申請農地は、区画が小さく集積が困難場所にあり、周辺には太陽光を遮る高い建物がないことで、採算性も十分に見込めることから、今回、太陽光発電施設敷として申請するものです。256号では、譲受人は、群馬県板倉町に事務所を置き、平成19年から主に太陽光発電事業を行っている法人です。申請農地の周辺は、すでに太陽光発電施設が建ち並び、日光を遮る高い建物もなく、採算性も十分に確保できるとのことです。このことから、施設の設置を計画したところ、譲渡人の同意を得られたことから、今回、申請を行うものです。257号では、譲受人は、東京都世田谷区に事務所を置き、平成20年から主に太陽光発電事業を行っている法人です。申請農地の周辺は、すでに太陽光発電施設が建ち並び、日光を遮る高い建物もなく、採算性も十分に確保できるとのことです。このことから、施設の設置を計画したところ、譲渡人の同意を得られたことから、今回、申請を行うものです。258号では、譲受人は、茨城県日立市に事務所を置き、平成30年から主に太陽光発電事業を行っている法人です。申請農地は、羽生パーキングの東側に位置し、周辺は、すでに太陽光発電施設が建ち並び、また、日光を遮る高い建物もなく、採算性も十分に確保できるとのことです。このことから、施設の設置を計画したところ、譲渡人の同意を得られたことから、今回、申請を行うものです。なお、太陽光発電施設の案件では、周囲をフェンスで囲い安全確保に努め、土地の維持管理等、周辺住民に迷惑のかからないように行うものとなっています。受付番号255号では、譲受人は、夫婦で、畳製造業を営んでいます。今回、利根川の堤防改修事業により、自宅と工場部分が収用されることとなりました。移転先を探していたところ、申請農地は今住んでいる地域と同じ地区で、生活環境や仕事の環境も変えずに暮らすことのできる場所とのことです。このことから、施設の設置を計画したところ、譲渡人の同意を得られたことから、今回、事務所兼住宅及び作業所敷として申請を行うものです。なお、申請農地は、農</p>

	<p>用地区域（通称：青地）にあることで、平成30年9月に、農用地区域からの除外の許可を受けております。また、各号とも農地の区分・転用目的に問題はないと考えます。その外、資力及び信用や申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性等についても問題ないと考えます。以上で事務局からの説明を終了させていただきます。</p>
3番	<p>受付番号250号について調査報告いたします。</p>
	<p>まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）</p> <p>過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いがないことをご報告いたします。</p> <p>申請地は、（詳細に説明）です。</p> <p>なお、譲受人による理由書が添付されていますので朗読いたします。</p> <p>現在、私は、鴻巣市内で家族で居住しています。子供の成長に伴い生活形態の変化等のことを考え、現在の住まいでは手狭になってくると思い、自分達の家を建てたいと考え、現在の私ども夫婦の職場に近い場所で、土地が広く自分達の予算で建物を建築できる土地を探していました。同土地であれば車による職場への通勤も良く、ショッピングセンターも近くにあり、住宅を建築するにも環境が良く、また周辺農地に対しても被害を及ぼすような地域でもない判断し、購入を決意し、この度の申請となりました。何卒、よろしく願いいたします。</p> <p>以上でありますので、ご審議のほど宜しくお願いします。</p>
3番	<p>受付番号251号について調査報告いたします。</p>
	<p>まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）</p> <p>過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いがないことをご報告いたします。</p> <p>申請地は、（詳細に説明）です。</p> <p>なお、譲受人による誓約書が添付されていますので朗読いたします。</p> <p>この度、私、が、土地所有者から依頼されて、次の農地、の農地改良工事を予定しておりますので、下記の事項について誠意をもって対応することを、実印の押印及び印鑑証明書の添付をもって誓約いたします。</p> <p>なお、これらに反した場合、許可を取り消されても異存ありません。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. この工事で計画する盛土は、良質土を用い、計画高さ以上の盛土は行いません。 2. 工事については、裏面「農地改良工事」の範囲内で行います。 3. 本工事に伴う周辺隣地農地、搬入路及びその周辺住民への説明は、農地転用許可申請の事前に行い、誠意をもって対応いたします。 4. 農地改良をすることによって付近の土地作物、家畜、道路、取

	<p>水排水設備等に破損・その他問題が生じた場合は、直ちに土地所有者及び施工事業者の責任において対応・解決いたします。</p> <p>5. 計画内容、周辺への対応等で問題が生じた場合、或いは行政からの指摘・指導があった場合には、直ちに土地所有者及び事業者が責任を持って対応いたします。</p> <p>以上でありますので、ご審議のほど宜しく申し上げます。</p>
3番	<p>受付番号252号について調査報告いたします。</p> <p>まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）</p> <p>過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いがないことをご報告いたします。</p> <p>申請地は、（詳細に説明）です。</p> <p>なお、譲受人による理由書が添付されていますので朗読いたします。</p> <p>今般、上記土地に太陽光発電を設置したく申請いたします。当社は、太陽光発電事業および太陽光発電設備の保安管理・運営・メンテナンス業務を主要業務としております。将来的に電気の需要が増えるだろうクリーンなエネルギーによる太陽光発電システムを通じて、環境保全へ貢献することを目的としております。これまでに、個人業時代も含め、7基の太陽光発電施設を設置し、発電事業を運営してきております。原子力による発電の見直し、制限がなされ、これまで以上にクリーンなエネルギーによる発電が必要になるだろうと予測される中で、太陽光発電システムを通じて、環境保全へ貢献したく、今回の申請に至りました。申請対象となる土地は、太陽光発電施設施工会社の</p> <p style="text-align: right;">を通して探していただきました。</p> <p>対象となる農地は、現在、休耕地で、後継者もなく、今後も農業を行える状況にないとのことでした。所有者様も、休耕地を有効活用したいというお考えをお持ちであることから、太陽光発電施設の設置を目的とした今回の土地売買契約に至った次第です。また、土地の周辺は、日光を遮断する障害物も少なく、東側には、すでに太陽光発電施設が設置されています。ご提出の導入シミュレーション資料からも、安定的かつ効率的に電力を供給することに問題はないと予想されます。なお、太陽光発電施設の設置については、事前に近隣、周辺住民に個別に訪問し、説明書を配布の上、説明を行い、同意が得られ以上のような諸事情をご賢察の上、農地法第5条第1項による許可を賜りたく、何卒よろしくお願い申し上げます。</p> <p>以上でありますので、ご審議のほど宜しく申し上げます。</p>
3番	<p>受付番号253号について調査報告いたします。</p> <p>まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）</p>

	<p>過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いのないことをご報告いたします。</p> <p>申請地は、（詳細に説明）です。</p> <p>なお、譲受人による理由書が添付されていますので朗読いたします。</p> <p>私どもの会社は、電気工事の請負を中心に営業してまいりましたが、近年では、太陽光発電施設の工事の受注が増加してまいりました。そこで私どもの会社でも土地購入・賃貸借による太陽光発電施設の設置により電力の売電業務を会社の経營業務に取り込み、営業しております。すでに何カ所か施設の設置により売電業務も順調に利益を得ることが出来ております。今回、申請土地の所有者は今まで農地として近隣の人に耕作を依頼しておりましたが、年齢的に耕作に無理が出てきたの返却されてしまい、農地として借りてくれる方を探しておりましたが、見つかりません。土地所有者も会社員のため、耕作は無理ですし、耕作をしないと雑草もすぐ生えてしまい、近隣の土地の所有者に迷惑をかけてしまいます。土地の有効活用として今回の売買による太陽光発電施設の設置により、双方の希望が叶うこともあり、施設の管理も設置業者で管理をしていただくことも出来るとのことで防犯の面でも助かります。土地の形状は、成形地のため、面積も程よく確保され日差しも遮るものもなく太陽光発電施設敷地には、適していると思いのこの度の農地転用許可申請に至ります。なお、設置にあたり、外部からの侵入者を防ぐため、フェンスの設置など近隣に農地・宅地に迷惑をかけないように十分注意を致します。近隣からの苦情などは私どもの会社にて責任をもって対応いたします。</p> <p>以上でありますので、ご審議のほど宜しく申し上げます。</p>
3番	<p>受付番号254号について調査報告いたします。</p>
	<p>まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）</p> <p>過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いのないことをご報告いたします。</p> <p>申請地は、（詳細に説明）です。</p> <p>なお、譲受人による理由書が添付されていますので朗読いたします。</p> <p>私どもの会社は、電気工事の請負を中心に営業してまいりましたが、近年では、太陽光発電施設の工事の受注が増加してまいりました。そこで私どもの会社でも土地購入・賃貸借による太陽光発電施設の設置により電力の売電業務を会社の経營業務に取り込み、営業しております。すでに何カ所か施設の設置により売電業務も順調に利益を得ることが出来ております。今回、申請土地の所有者は今まで農地として近隣の人に耕作を依頼しておりましたが、年齢的に耕作に無理が出てきたの</p>

	<p>返却されてしまい、農地として借りてくれる方を探しておりましたが、見つかりません。土地所有者も会社員のため、耕作は無理ですし、耕作をしないと雑草もすぐ生えてしまい、近隣の土地の所有者に迷惑をかけてしまいます。土地の有効活用として今回の売買による太陽光発電施設の設置により、双方の希望が叶うこともあり、施設の管理も設置業者で管理をしていただくことも出来るとのことで防犯の面でも助かります。土地の形状は、成形地のため、面積も程よく確保され日差しも遮るものもなく太陽光発電施設敷地には、適していると思いいこの度の農地転用許可申請に至ります。なお、設置にあたり、外部からの侵入者を防ぐため、フェンスの設置など近隣に農地・宅地に迷惑をかけないように十分注意を致します。近隣からの苦情などは私どもの会社にて責任をもって対応いたします。</p> <p>以上でありますので、ご審議のほど宜しく申し上げます。</p>
1 番	<p>受付番号 255 号について調査報告いたします。</p> <p>まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）</p> <p>過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いのないことをご報告いたします。</p> <p>申請地は、（詳細に説明）です。</p> <p>なお、譲受人による理由書が添付されていますので朗読いたします。</p> <p>利根川堤防の改修工事による公共移転に協力することにしました。現住地で畳製造業を営んでいますので作業所と住まいが移転できる適地を探していました。申請値は、広い市道（幅員 7.34 m²）に接しているため大型車の乗り入れが容易にでき、運搬に大変便利です。また、排水溝、水道本管 100 mm も埋設されていて申し分ありません。土地所有者の 様より譲っていただけるとの快諾を得られましたので申請するものです。なお、近隣も探しましたが、道路、敷地ともに狭く適地がありませんでした。営業相手もあることから遠くに移転する訳にはいきませんので今回の本申請を認めて頂きたいお願い申し上げます。</p> <p>以上でありますので、ご審議のほど宜しく申し上げます。</p>
2 番	<p>受付番号 256 号について調査報告いたします。</p> <p>まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）</p> <p>過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いのないことをご報告いたします。</p> <p>申請地は、（詳細に説明）です。</p> <p>なお、譲受人による理由書が添付されていますので朗読いたします。</p> <p>当社は、再生可能エネルギー発電事業としての太陽光発電システム及</p>

	<p>び関連設備の販売・施工並びに売電事業、これらに付帯する一切の業務を行っております。経営の拡張を図るため、当該申請値を買収し太陽光発電設備の設置を目的に許可申請いたします。弊社はこの業界のパイオニアとして責任ある理念のもと、事業範囲を関東圏及び東北地方の太平洋側を中心に展開し、現在は日商効率の優れている埼玉県北部を優先し開拓しております。再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に関してもいち早く全面的に協力体制を構築して電気事業の一翼を担っているものと自任しております。太陽光発電設備設置の土地選定にあたり、付近の農地等に悪影響を及ぼす懸念のない場所を最優先に候補地に選んでおります。太陽光発電設備設置に関しては採算性を考慮し、規模及び年間日照の優れている土地、また、付近の農地等に迷惑をかけることのない場所であることを最優先に候補地を探しておりますが、当該地はこの条件をすべて満たしているため選定いたしました。また、弊社ではすでに羽生市内に数か所稼働しており、管理上一括して行えるため合理的に運営が可能であります。</p> <p>以上でありますので、ご審議のほど宜しく申し上げます。</p>
2番	<p>受付番号257号について調査報告いたします。</p>
	<p>まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）</p> <p>過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いのないことをご報告いたします。</p> <p>申請地は、（詳細に説明）です。</p> <p>なお、譲受人による理由書が添付されていますので朗読いたします。</p> <p>当社は、太陽光発電事業並びに売電事業とマーケティング戦略の立案、実施及びコンサルティングを手掛けており、順調に推移しております。中でも再生可能エネルギーが着目され、その占める割合も徐々に上昇し、環境に及ぼす火力発電等が抑制されつつあります。そこで当社としては、さらに太陽光発電事業をメインとして進めることといたしました。何卒事情ご賢察賜り、許可下さいますようお願い申し上げます。</p> <p>以上でありますので、ご審議のほど宜しく申し上げます。</p>
2番	<p>受付番号258号について調査報告いたします。</p>
	<p>まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）</p> <p>過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いのないことをご報告いたします。</p> <p>申請地は、（詳細に説明）です。</p> <p>なお、譲受人による理由書が添付されていますので朗読いたします。</p> <p>当社は、平成30年10月に設立し、太陽光発電事業並びにその施設の管理受託等を主たる事業として、順調に推移しております。他の事</p>

	業等につきましても、順次体制を整えている状況であります。業界の競争も激しく、今後売電事業の部門を中心として、経営の充実を図っていく所存でありますので、許可賜りたくお願い申し上げます。
	以上でありますので、ご審議のほど宜しくお願いします。
議長	以上で、事務局及び担当委員からの説明、報告が終わりました。
	ただいまの説明及び報告に対し、ご質疑、ご発言をお願いします。
議長	特に発言もないようですので、裁決に移ります。
	ただいま議題となっている議案第2号農地法第5条の規定による許可申請については、許可相当の意見を付して、県知事へ送付することに賛成の委員は「挙手」願います。
	(挙手全員)
	挙手全員でありますので、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請については、許可相当の意見を付して、県知事へ送付することに決定いたします。
	以上で、本日の議事は全て終了いたしました。続いて、事務局より諸報告等がありますので、お聞き取り願います。
事務局	報告事項1 農地法第4条第1項第7号の規定による届出書の確認についてでございますが、これは市街化区域内農地を自己用として、転用を行う場合に届出をするものです。市街化区域内農地の転用については、許可するのではなく、受理したことの証明を通知します。従いまして、委員様の調査も審議もございませんので報告とさせていただきます。ご覧のとおり共同住宅敷として1件ございました。ご確認の程、宜しくお願いします。
	報告事項2 農地法第5条第1項第6号の規定による届出書の確認についてでございますが、これは市街化区域内農地の、権利の移転が伴う転用を行う場合に届出を行なうものです。市街化区域内農地の転用については、許可をするのではなく、受理したことの証明を通知します。従いまして、委員様の調査も審議もございませんので報告とさせていただきます。ご覧のとおり住宅敷として3件、駐車場敷として1件ございました。ご確認の程、宜しくお願いします。
	宜しくお願いします。
	報告事項3 農地法第18条第6項の規定による通知についてでございますが、これは農地法及び利用権設定（等促進事業）に係る合意の解約となりますが、24件ございました。ご確認の程、宜しくお願いします。
	報告事項4 農地法第5条の規定による許可の取消しについてでございますが、これは昭和46年6月18日に許可したもので、自己用住

	<p>宅を建築する目的でした。しかしながら、許可が下りるまでに時間がかかり、また、譲受人の事情により、別の場所に住宅を建築してしまったため、今回、取消しを行うものです。現在は、畑として使用しています。</p> <p>報告事項5 農地法の規定による許可一覧について（5月分）ですが、これは県知事許可となりました案件の5月分でございます。右側の備考欄をご覧頂きたいと思いますが、4条が2件、5条が11件ございました。関係なされました委員様におかれましては、資料の整理の程、宜しく、お願いします。</p> <p>以上で、議案に関係します報告事項を終了させていただきます。</p> <p>続きまして、</p> <p>① 7月の定例農業委員会の日程について</p> <p>② 農地相談会について</p> <p>③ 視察研修会について</p> <p>④ 利用権設定の申し込みについて</p> <p>⑤ 赤い羽根募金の協力について</p>
議長	（発言なし）
	<p>以上で、本日の全日程を終了いたしました。</p> <p>これにて、閉会といたします。</p>
<p>上記会議のてん末を記載し、その相違のないことを証するため、ここに署名する。</p> <p>令和元年 6月 25日</p> <p style="text-align: right;"> 会 長 _____ 署名委員 _____ 署名委員 _____ </p>	